

(証券コード：2742)

平成30年5月8日

株 主 各 位

広島県福山市南蔵王町六丁目26番7号

(本部：岡山県都窪郡早島町早島3270番地1)

株 式 会 社 ハ ロ ー ズ

代表取締役社長 佐 藤 利 行

第60回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第60回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年5月23日（水曜日）午後6時30分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 平成30年5月24日（木曜日）午前10時

2. 場 所 岡山県都窪郡早島町早島3270番地1 当社本部2階大会議室
(末尾の株主総会会場ご案内略図をご参照ください。)

3. 目 的 事 項

報 告 事 項

第60期（平成29年3月1日から平成30年2月28日まで）事業報告及び
計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

議

案

剰余金の処分の件

以上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 事業報告、計算書類及び株主総会参考書類の記載事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載いたしますのでご了承ください。(http://www.halows.com/)

事業報告

(平成29年3月1日から)
(平成30年2月28日まで)

I. 会社の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は緩やかな景気回復基調が続きましたが、米国の政策、欧州の政治情勢、アジア新興国の経済動向及び消費税率引上げの延期等により、依然として先行きに不透明感を残す状況で推移しました。

小売業界におきましては、日常の買物での生活防衛意識は変わらず、低価格志向が続きました。オーバーストアの中での競合店の新規出店、業態間競争及び業界再編等、厳しい経営環境が継続しました。

このような状況の中で当社は、次の取り組みを行いました。

販売促進面におきましては、継続的に行っている生活防衛企画等に加え、生活必需品を中心に期間限定の低価格販売企画やハロカ（電子マネー機能付きポイントカード）の利用率向上策等を行いました。

商品面におきましては、継続して重点販売商品の育成及びプライベートブランド商品の開発を行いました。また、平成29年8月には産学連携の一環として、岡山県立大学と共同開発した栄養バランス弁当第5弾の販売を開始しました。

店舗開発面におきましては、平成29年7月に徳島県徳島市に万代店、8月に広島県尾道市に向島店を、9月には新たな出店エリアである広島県西部地区の1号店として、広島県東広島市に東広島店を、平成30年2月に同県同市に高屋店を新規出店しました（いずれも、売場面積600坪型24時間営業の店舗）。これにより、店舗数は広島県27店舗、岡山県24店舗、香川県11店舗、愛媛県7店舗、徳島県5店舗、兵庫県4店舗の合計78店舗となりました。

店舗運営面におきましては、平成29年3月に香川県高松市の六条店、4月に岡山県倉敷市の中庄店、5月に岡山県岡山市の当新田店及び8月に広島県福山市の山手店を、当社の新しいタイプの600坪・450坪型標準店舗へ大改装し、買物がしやすい環境作りによる店舗の魅力アップを図りました。また、5月に広島県福山市の南松永店、6月に兵庫県姫路市の東姫路店、広島県福山市の伊勢丘店及び香川県高松市の栗林公園店、11月に岡山県岡山市の津高店及び広島県東広島市の東広島店へセルフレジを導入し、お客様の利便性の強化に取り

組みました。一方で、自動発注対象商品の拡大及び複数店舗でのスペースアロケーション（商品の販売データに基づく品揃え及び棚割の適正化）による欠品対策及び作業効率の改善を図りました。

社会貢献面におきましては、フードバンク事業運営団体への商品提供、自社エコセンターによる資源の再利用、くらしき作陽大学との産学連携による「500kcal台のバランスメニュー」（レシピ本）第2弾の作成、公益財団法人交通遺児育英会へのエコカップ収益の寄付、プライベートブランド商品「味付けもずく」の一部収益による環境保全活動「ハロースマイルプロジェクト」、地域の子供たちを対象とした「第6回ハロースカップ瀬戸内少年少女サッカー大会」や「ハロース夏休み食育体験工場見学」、レジ袋の収益による車椅子の寄贈を行いました。

以上の結果、当事業年度の営業収益は1,213億59百万円（前期比5.8%増）、営業利益は49億14百万円（前期比6.6%増）、経常利益は48億97百万円（前期比8.3%増）、当期純利益は34億円（前期比16.7%増）となりました。なお、営業収益は、売上高と営業収入の合計であります。

部門別商品売上高

区 分				売 上 高	構 成 比 率
				百万円	%
青		果		13,313	11.3
鮮		魚		8,085	6.8
惣		菜		16,402	13.9
精		肉		13,497	11.4
生		鮮	計	51,299	43.4
デ	イ	リ	一	26,914	22.7
一	般	食	品	18,192	15.4
そ		の	他	21,836	18.5
グ	口	サ	リ 一 計	66,943	56.6
合			計	118,243	100.0

（注）「その他」部門は「菓子」、「酒類」、「雑貨」及び「催事」の合計であります。

2. 資金調達及び設備投資の状況

(1) 資金調達の状況

当事業年度における資金調達は、新規出店4店舗の設備投資資金として、金融機関から長期借入金21億90百万円の資金調達を行っております。

(2) 設備投資の状況

当事業年度において実施いたしました設備投資の総額は、49億25百万円となりました。その主なものは、新店4店舗の新設22億42百万円、テナント棟の新設及び既存店舗の設備更新等17億90百万円であります。

3. 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

4. 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

5. 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

6. 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

7. 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、景気は引き続き回復基調を維持するとの見方があるものの、為替の変動による物価の上昇や、それにもなう実質賃金の低下により、消費マインドの冷え込み懸念など、生活防衛意識による慎重な購買活動及び低価格志向が続くものと見込まれます。加えて、人口の減少、年齢構成及びライフスタイルの変化などが続き、これらへの対応及びオーバーストアなどの競争環境激化への対応が迫られております。

(1) 出店における課題

広島、岡山、香川、愛媛、徳島及び兵庫商勢圏でのドミナント化を確立してまいります。業態に関しましては、主にサバブ（郊外住宅地域）に出店する売場面積600坪型及びアーバン（都市住宅地域）に出店する売場面積450坪型の標準化したフォーマットを確立してまいります。また、買物に便利な商業集積地として、異業種と複合化したオープンモール型のN S C化と商圏内ベスト立地の確保に引き続き取り組んでまいります。

(2) 改装における課題

既存店の改装を行い業績の向上を再認識したため、今後は大規模な店舗改装を強化してまいります。お客様への快適な買物空間の提供、変化する消費者ニーズへの対応、LED照明、新型冷蔵設備や省エネルギータイプの空調設備等の導入による光熱費の低減及び売場や作業場の標準化を行ない作業手順の統一による効率改善のため、既存店舗の改装は建設後の年数を考慮し計画的に取り組んでまいります。

(3) 商品における課題

新鮮・安全・安心な生鮮食品、出来たて、おいしさをとものった惣菜等の調理済み食品、品質が高く、低価格なドライグロスリー食品及び当社P B商品であります「ハローズセレクト」を販売計画及びカテゴリーマネジメントに基づいて提供してまいります。顧客満足度のさらなる向上を目指して、「ハローズセレクト」の開発を積極的に進めて、充実を図ってまいります。また、早島物流センターの活用など、商品の安定供給と物流の効率化を推進してまいります。

開発商品、仕入商品の安全・安心に関しましては、社内自主衛生基準に基づく工場調査を継続的に実施してまいります。

商品の物流面に関しましては、早島物流センターを基軸に、四国物流センター等の物流網を有効的に活用し、商品の安定供給と物流の効率化を推進してまいります。

(4) 店舗運営における課題

店舗における商品発注、商品補充、生鮮品の加工及び清掃等の業務が時間帯ごとに明確化された「24時間店舗運営システム」、24時間営業の商品・資材の提供を支援する「24時間物流システム」、そして顧客ニーズと各業務システムを連携する「24時間情報システム」をさらに高度運用することにより、労働生産性の向上、品切れによるチャンスロスの防止、売れ残り等のロスの削減、ローコスト・オペレーションの確立に努めてまいります。また、安全な商品を安心して購入していただくために、店舗衛生検査、表示チェックなどを強化し、適正な鮮度、品質、表示を継続してまいります。

(5) 組織における課題

昇格制度や業績評価制度及び報奨金制度等のインセンティブを導入し、志気向上を促すとともに、各種研修プログラムの充実を図り、人材育成に力を注いでまいります。また、営業力の強化のために、店長・副店長及び主任の早期育成及びパートタイム社員の戦力化を図ります。採用に関しましては、今後の出店にともない、新卒者及びパートタイム社員を積極的に雇用するとともに、中途採用においても、嘱託社員及び経験者など優秀な人材の確保に努めてまいります。

(6) 環境保全における課題

新規店舗及び既存店舗での省エネ設備導入、店舗での電気使用量削減活動による省エネへの取り組みや、食品リサイクル活動、エコセンターを活用した容器等の資源リサイクルを推進し、環境負荷の低減に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、当社の経営に深いご理解をいただき、今後とも一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

8. 財産及び損益の状況の推移

区 分	第57期 (26.3.1～27.2.28)	第58期 (27.3.1～28.2.29)	第59期 (28.3.1～29.2.28)	第60期（当期） (29.3.1～30.2.28)
営 業 収 益 (百万円)	95,660	105,985	114,759	121,359
経 常 利 益 (百万円)	3,354	4,089	4,523	4,897
当 期 純 利 益 (百万円)	2,099	2,637	2,913	3,400
1 株当たり当期純利益 (円)	115.86	146.49	148.57	172.17
総 資 産 (百万円)	51,675	51,578	56,353	60,506
純 資 産 (百万円)	17,280	19,461	25,905	28,954
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	959.83	1,080.37	1,310.28	1,460.88

(注) 1 株当たり当期純利益は期中の自己株式を除く平均発行済株式総数により算出しております。なお、1 株当たり純資産は自己株式を除く期末発行済株式総数により算出しております。

9. 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

10. 主要な事業内容

当社は、スーパーマーケットチェーンとして商品の小売を主たる事業とし、販売商品は一般食品・生鮮食品等の食料品、日用品等の雑貨を取り扱っております。

11. 主要な営業所等

本 社 広島県福山市南蔵王町六丁目26番7号
 (同所は登記上の本店所在地で実際の業務は下記で行っております。)
 本 部 岡山県都窪郡早島町早島3270番地1
 物流センター 岡山県都窪郡早島町早島3262番地2
 店 舗 広島県〔27店舗〕岡山県〔24店舗〕香川県〔11店舗〕
 愛媛県〔7店舗〕徳島県〔5店舗〕兵庫県〔4店舗〕

12. 従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,040名	49名増	32.6歳	9.1年

(注) このほか、パートタイマーの期中平均人員は、3,277名（1日8時間換算）であります。

13. 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社日本政策投資銀行	2,008
株式会社もみじ銀行	1,647
株式会社中国銀行	1,587
株式会社広島銀行	1,581
株式会社百十四銀行	1,091

百万円

Ⅱ. 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 普通株式 49,200,000株
2. 発行済株式の総数 普通株式 19,864,600株 (自己株式101,227株を含む。)
3. 株主数 3,714名
4. 大株主

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
株式会社 サノオーズ	4,751,900	24.0
佐藤 利行	2,798,610	14.2
株式会社 マルナカ	1,425,000	7.2
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO)	1,324,500	6.7
ハオーズ従業員持株会	792,900	4.0
佐藤 太志	755,000	3.8
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	430,300	2.2
公益財団法人 ハオーズ財団	384,000	1.9
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	292,600	1.5
小塩 登美子	210,400	1.1

(注) 持株比率は、自己株式 (101,227株) を控除して計算しております。

5. その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅲ. 会社の新株予約権等に関する事項

1. 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

平成28年5月26日の取締役会決議による新株予約権

(1) 新株予約権の払込金額 払込を要しない

(2) 新株予約権1個当たり
の株式数 100株

(3) 新株予約権の行使価額 1株につき1円

(4) 新株予約権の行使条件 ① 新株予約権者は、次項(5)の期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日(10日目が休日に当たる場合には翌営業日)を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。

② 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、新株予約権を一括してのみ行使することができる。

③ その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(5) 新株予約権の行使期間 平成28年6月11日から平成58年6月10日

(6) 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	240個	普通株式 24,000株	9人

平成29年5月25日の取締役会決議による新株予約権

- (1) 新株予約権の払込金額 払込を要しない
- (2) 新株予約権1個当たりの株式数 100株
- (3) 新株予約権の行使価額 1株につき1円
- (4) 新株予約権の行使条件
- ① 新株予約権者は、次項(5)の期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日(10日目が休日に当たる場合には翌営業日)を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。
 - ② 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、新株予約権を一括してのみ行使することができる。
 - ③ その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
- (5) 新株予約権の行使期間 平成29年6月10日から平成59年6月9日
- (6) 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	90個	普通株式 9,000株	9人

2. 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。

3. その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

Ⅳ. 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	佐 藤 利 行	公益財団法人ハローズ財団理事長 株式会社西条プラザ 代表取締役社長
取締役副社長	佐 藤 太 志	経営企画室長兼管理本部長
専 務 取 締 役	小 田 俊 二	店舗運営ライン本部長兼店舗業務支援室長
専 務 取 締 役	小 島 宏 教	管理本部副本部長兼開発部長
専 務 取 締 役	亀 井 公 一	商品ライン本部長兼販売企画部長
常 務 取 締 役	花 岡 秀 典	商品ライン本部副本部長兼生鮮統括部長
常 務 取 締 役	高 橋 正 名	商品ライン本部副本部長兼ドライ統括部長 業務システム部管掌
取 締 役	小 塩 登美子	社長室長
取 締 役	末 光 憲 司	店舗運営ライン本部副本部長兼四国地区長
取 締 役	藤 井 義 則	
取 締 役	池 田 千 明	
常 勤 監 査 役	岡 本 均	
監 査 役	稲 福 康 邦	
監 査 役	松 本 卿 式	
監 査 役	小 林 正 和	

- (注) 1. 取締役藤井義則氏、池田千明氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役4名は、いずれも社外監査役であります。
 3. 取締役藤井義則氏、池田千明氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
 4. 監査役4名は、いずれも東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

2. 取締役及び監査役の選任理由

地 氏 位 名	選任の理由
代表取締役社長 佐 藤 利 行	これまで当社の代表取締役社長として経営を担っており、強いリーダーシップで会社全体を牽引してきた実績と経営全般に対する豊富な見識や高い使命感は当社の発展及び取締役会のさらなる機能強化に資するため、取締役として適任と判断して選任しております。
取締役副社長 佐 藤 太 志	これまで当社の取締役副社長として経営を担っており、商品部長、管理本部長及び経営企画室長などを担当してきた実績と経営全般に対する豊富な職務経験を踏まえ、取締役として適任と判断して選任しております。

地 氏 位 名	選任の理由
専 務 取 締 役 小 田 俊 二	これまで当社の店舗運営部門の責任者として、販売部門を統括してきた実績と成長に向けた体制を整備してきた経験を踏まえ、取締役として適任と判断して選任しております。
専 務 取 締 役 小 島 宏 教	これまで店舗開発の責任者として出店及びテナント誘致などN S C開発を牽引し、また、競争力のある店舗フォーマットの開発などの実績を踏まえ、取締役として適任と判断して選任しております。
専 務 取 締 役 亀 井 公 一	これまで当社の商品部門及び品質管理部門の責任者として、商品調達、商品開発及び品質の向上と安全確保に大きな貢献を果たしてきた実績を踏まえ、取締役として適任と判断して選任しております。
常 務 取 締 役 花 岡 秀 典	これまで当社の商品部門の責任者として、商品調達及び産地開拓を牽引してきた実績を踏まえ、取締役として適任と判断して選任しております。
常 務 取 締 役 高 橋 正 名	これまで当社の商品部門及び物流部門の責任者として、商品調達及び物流体制の構築に大きな貢献を果たしてきた実績を踏まえ、取締役として適任と判断して選任しております。
取 締 役 小 塩 登美子	これまで当社の財務経理部門、管理部門全般及び社長室の責任者として、会社の経営に大きな貢献を果たしてきた実績を踏まえ、取締役として適任と判断して選任しております。
取 締 役 末 光 憲 司	これまで当社の店舗運営部門の責任者として、販売の第一線の牽引及び新商圈への対応と浸透を担当してきた実績を踏まえ、取締役として適任と判断して選任しております。
取 締 役 藤 井 義 則	公認会計士として培われた専門知識・経験に基づく高い見識は、当社の内部統制を始めとする取締役会のさらなる機能強化に資するものと考え、選任しております。
取 締 役 池 田 千 明	弁護士として培われた専門知識・経験に基づく高い見識は、当社のコンプライアンス体制など取締役会のさらなる機能強化に資するものと考え、選任しております。
常 勤 監 査 役 岡 本 均	金融機関で培われた豊富な経験と幅広い見識により、社外監査役として適任と判断して選任しております。
監 査 役 稲 福 康 邦	上場企業の経理部門において20数年間の業務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、社外監査役として適任と判断して選任しております。
監 査 役 松 本 卿 式	大手流通業での経験が豊富であり、専門的知識によって、社外監査役として適任と判断して選任しております。
監 査 役 小 林 正 和	学識者としての専門知識に加えM B A（神戸大学大学院経営学）及び中小企業診断士としての資格等を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、社外監査役として適任と判断して選任しております。

3. 当事業年度中に辞任した取締役及び監査役

該当事項はありません。

4. 当事業年度中の取締役及び監査役の地位・担当等の異動

(1) 就任

該当事項はありません。

(2) 退任

該当事項はありません。

(3) 当事業年度中の取締役の地位・担当等の異動

平成29年9月1日付

氏 名	新役職名	旧役職名
小田 俊二	専務取締役 店舗運営ライン本部長 兼店舗業務支援室長	専務取締役 店舗運営ライン本部長

5. 会社役員が締結している責任限定契約の内容の概要

当社は、業務執行取締役等でない取締役及び監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

6. 取締役及び監査役の報酬等の総額

当事業年度における当社の取締役及び監査役に対する報酬は次のとおりであります。

取締役	11名	160百万円	(うち社外	2名	4百万円)
監査役	4名	19百万円	(うち社外	4名	19百万円)

7. 社外役員に関する事項

社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取 締 役	藤 井 義 則	当事業年度開催の取締役会17回のうち17回（100％）に出席し、専門的見地から主に会計面からの発言を行っております。
取 締 役	池 田 千 明	当事業年度開催の取締役会17回のうち17回（100％）に出席し、専門的見地から主に法務面からの発言を行っております。
常 勤 監 査 役	岡 本 均	当事業年度開催の取締役会17回のうち17回（100％）、監査役会13回のうち13回（100％）に出席し、必要に応じ、主に内部統制及びコンプライアンス体制の維持等についての発言を行っております。
監 査 役	稲 福 康 邦	当事業年度開催の取締役会17回のうち17回（100％）、監査役会13回のうち13回（100％）に出席し、必要に応じ、主に内部統制及びコンプライアンス体制の維持等についての発言を行っております。
監 査 役	松 本 卿 式	当事業年度開催の取締役会17回のうち17回（100％）、監査役会13回のうち13回（100％）に出席し、必要に応じ、主に店舗運営業務についての発言を行っております。
監 査 役	小 林 正 和	当事業年度開催の取締役会17回のうち17回（100％）、監査役会13回のうち13回（100％）に出席し、必要に応じ、主に学識者としての専門知識を活かし、多角的見地からの発言を行っております。

V. 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

(1) 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 23百万円

(2) 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 23百万円

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会の「会計監査人との連携に関する実務指針」等を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容の妥当性、報酬見積もりの算定根拠等を検証した結果、当該報酬等は適切であると判断し、会社法第399条第1項の同意をしております。
2. 会社法に基づく監査及び金融商品取引法に基づく監査が明確に区分できないため報酬等の合計額を記載しております。

3. 非監査業務の内容

該当事項はありません。

4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、その旨及び理由を報告いたします。

また、監査役会は会計監査人の職務の執行に支障ある場合等、必要があると判断した場合は、会社法第344条第1項に基づき、会計監査人の解任又は不再任に関する株主総会付議議案を決定いたします。

Ⅵ. 会社の体制及び方針

1. 業務の適正を確保するための体制

当社は、平成18年5月25日開催の取締役会において内部統制システムの整備に関する基本方針を決議し、その後一部改訂いたしました。（最終改訂：平成28年12月28日）

基本方針は下記のとおりであります。

（1）取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 社訓、経営理念、幹部憲章及び店長憲章等の行動指針に基づき、取締役及び使用人が法令、定款及び各種規程並びに社会規範を遵守する経営体制を確立します。
- ② 内部監査部門である内部監査室は、事業全般にわたり、「内部監査規程」に基づく業務監査等を実施することにより、法令、定款及び社内規程並びに社会規範の遵守を確保します。
- ③ 内部監査室は監査結果を社長に報告するとともに、取締役及び監査役に周知する体制とします。
- ④ 監査役は、会計監査人及び内部監査室と連携して、取締役及び使用人の職務執行の監査を行います。
- ⑤ 財務報告に係る適正性確保のため、「J-SOX法対応委員会」を設置し、重要な業務プロセスにおいてのリスクコントロールの整備をする体制とします。
- ⑥ 反社会的勢力との関係を持たず、不当な要求等を一切拒絶し、毅然とした態度で対応します。

（2）取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会等の重要な会議の意思決定に係る記録及び議事録、各取締役が「職務権限規程」、「稟議規程」に基づき決裁した文書等及び取締役の職務の執行に係る情報を適正に記録し、法令及び当社の「文書管理規程」に従い、適切に保存及び管理の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証と各規程等の改訂、更新を行います。

（3）損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 種々の損失の危険に際して、リスクの影響度の重要性和発生可能性の頻度に応じたリスクの評価を行い、効率的なリスク管理のもとに、損失の危険を最小限にするように取り組みます。

- ② 「内部統制委員会」で、全社的な危機管理に備えるため、「危機管理委員会」、「コンプライアンス委員会」及び「J-SOX法対応委員会」を統括する組織とし、定期的に全社的なリスクの評価を実施する体制とします。
 - ③ 「危機管理委員会」で、店舗運営上のリスク等を想定し、対応策等を含めた「危機管理規程」を制定するとともに、店舗運営上のリスク管理に取り組みます。また、この「危機管理委員会」は全社的な問題に取り組む組織体制にします。
 - ④ 「コンプライアンス規程」を制定するとともに、「コンプライアンス委員会」を設置し、当社におけるコンプライアンスに関する基本的な考え方を定め、コンプライアンス態勢の構築・整備をはかることにより、業務の適切性及び経営の健全性を確保する体制にします。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 経営理念を機軸とする中期経営方針により策定された中期経営計画と年度毎の経営方針に基づき各部門毎に行方針書を作成するとともに、従業員及びお取引先様への方針発表会等により、経営目標を周知しております。また、当初目標の進捗状況は、取締役、常勤監査役、執行役員、部長及び地区長等で構成された課題確認会議において、週次での検証を行っております。
 - ② 「組織規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」に、取締役等の職務権限と責任範囲を定めて、取締役が効率的に職務執行が行える体制を確保しております。
 - ③ 経営上の重要事項につきましては、経営戦略会議で協議検討するとともに、「取締役会規程」により定められている決議事項及び付議事項に該当する事項については、取締役会に付議することを遵守するとともに、全役員に議題に関する資料を事前に配布する体制にします。
- (5) 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 当社は、子会社の担当部署を置き、管理することで、子会社の業務の体制としております。
 - ② 子会社の取締役の職務執行を含む重要事項については、当社の取締役会へ子会社担当部署より定期的に報告する体制としております。

- ③ 定期的な当社の取締役会への報告を受け協議し、子会社の損失の危機の管理を子会社担当部署が行っております。
- ④ 子会社の業務執行状況等は、適宜、経営戦略会議及び課題確認会議で、子会社の取締役又は子会社担当役員より、報告しております。さらに、それら会議体で、当社の取締役及び経営陣幹部と子会社の取締役が、情報交換及び関連業務について協議することで、それぞれの業務の効率化に努めております。
- ⑤ 子会社の一部取締役に当社の取締役及び経営陣幹部が就任し、当社の損失の危険の管理及びコンプライアンス等に関する考え方を共有することで、業務の適正を確保する体制としております。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役と内部監査室が相互連携を取り、監査役が同行して各々の監査計画に基づき、店舗等の監査を行っております。現在、監査役の職務を補助すべき使用人は置いておりませんが、監査役から補助すべき使用人を置くことを求められた場合には、監査役と協議の上決定することにします。

(7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

前号の監査役の職務を補助すべき使用人を配置した場合には、当該使用人の人事異動及び人事評価等の決定には、事前に監査役の同意を得ることにより、取締役からの独立性を確保します。

(8) 監査役の職務を補助すべき使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役から要請があれば、監査役の職務補助者の配員を検討します。
- ② 監査役会は、取締役が監査役会の意向に反する人事異動をしたり、独立性を侵害するような指示を職務補助者にした場合に、それらを取り消す権利を有します。
- ③ 監査役の職務補助者の選任・解任・処遇の決定、人事上の評価は、常勤監査役の同意を求めることにより、取締役からの独立性を確保します。
- ④ 監査役の職務補助者は、監査役の命を受けた業務に関して必要な情報の収集権限を有することとします。

(9) 取締役及び使用人が監査役に報告する責務に関する体制

- ① 監査役は、取締役会、経営戦略会議、開発会議、店長会議及び課題確認会議等に参加し、各種の重要な情報を得るとともに、取締役や執行役員等から業務執行状況の報告を受けております。
- ② 取締役及び使用人は、著しい損害を及ぼすおそれのある事実、不正行為及び重要な法令や定款違反行為を認めた場合は監査役に報告します。

(10) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

- ① 取締役及び使用人は、監査役に対して、その求めに応じ業務内容を報告します。取締役及び使用人は、これを拒むことはできません。
- ② 監査役への直接の報告が必要であると思われる時は、取締役及び使用人は、直ちに、各監査役に報告をすることができるものとする。
- ③ 内部通報制度の運用及び通報の内容を、担当者は定期的に監査役会に報告します。

(11) 監査役に報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 内部統制に関する活動概要等を、監査役に報告したことを理由に、その取締役及び使用人を不利な取扱いにした場合、不利な取扱いを行った取締役及び使用人は、懲罰の対象となります。
- ② 取締役及び使用人は、業務内容、業績及び重要書類の内容等を、監査役に報告したことによって、他の取締役及び使用人から不利な取扱いを受けることはありません。

(12) 監査役職務執行により生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項

- ① 監査役が必要と考える場合には、会社の費用において外部の専門家の助言を得ることも考慮します。
- ② 監査役が判断して、その業務遂行上必要な社外研修会等の参加費用は、会社が負担します。

(13) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役会は、代表取締役社長をはじめ、各取締役と定期的に面談し、情報の共有化をはかります。
- ② 監査役は、会計監査人と定例の監査日に面談するとともに、定期的に情報交換する打合せ会を開催しております。
- ③ 内部監査室は内部監査報告書を監査役に回覧し、報告する体制にしております。

(14) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- ① 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体等とは一切の関係を持たず、それら勢力からの不当な要求等に対しては明確に拒絶するとともに、警察や弁護士等の外部専門機関と連携し、毅然とした態度で対応するものとします。
- ② 基本的な考え方に基づき「行動規範」「行動指針」を定め、社内に周知をはかることとしています。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当事業年度の主な運用状況は以下のとおりであります。

(1) 当社は、役員及び従業員に対し、必要なコンプライアンスについて記載をしたコンプライアンス手帳を配布し、各種研修会及び講習会を実施して周知徹底に取り組んでおります。また、役員及び幹部層には、年に1回のコンプライアンスに関するセルフチェックを実施しております。

また、当社は内部通報規程を定め、従業員からの相談・通報体制を設けており、コンプライアンスの実効性の向上に努めております。

(2) 当社の主要な会議は、取締役会、監査役会、経営戦略会議、課題確認会議及び内部統制委員会であります。各会議体では、それぞれが持つ目的を果たし、業務の適正を確保するための体制を確保しております。また、取締役会においては、社外取締役が参加することで、取締役の職務執行の適正性及び効率性をさらに高める体制としております。

(3) 監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、独立社外取締役、内部監査室及び会計監査人との間で意見交換を行い、情報交換等の連携をはかっております。また、常勤監査役は主要な稟議書の回付を受け取締役の職務の執行状況を監査するとともに、コンプライアンス委員会、J-SOX法対応委員会及び危機管理委員会等の重要な会議に出席し必要な場合は意見を述べております。

(4) 内部監査室は、年度監査計画書に基づき、当社の各部門の業務執行の監査を実施しております。その結果及び改善状況は作成した監査報告書にて、代表取締役社長及び監査役に報告しております。また、その写しを対象部門の責任者へ送付しております。

(5) 当社は、新規取引先と取引を行う場合、反社会的勢力との関連の有無を調査したうえで、取引を開始しております。また、既存取引先についても、定期的に調査し取引継続の可否を判断しております。

3. 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

本事業報告中の記載金額は表示単位未満を切り捨て、比率その他については表示単位未満を四捨五入しております。

貸借対照表

(平成30年2月28日現在)

科 目 (資 産 の 部)	金 額 百万円	科 目 (負 債 の 部)	金 額 百万円
流 動 資 産	9,597	流 動 負 債	15,555
現金及び預金	4,643	買掛金	6,082
商品及び貯蔵品	215	1年内返済予定の長期借入金	2,980
前払費用	2,841	リース負債	521
繰延税金資産	3	未払費用	1,716
未収金	392	未払法人税等	1,000
預けの金	292	未払消費税	894
貸倒引当金	161	前受収益	397
固定資産	839	ポイントの負債	142
有形固定資産	208	固定負債	890
建物	△1	長期借入金	250
構築物	50,908	リース負債	376
機械及び装置	40,798	退職給付引当金	302
工具、器具及び備品	21,250	資産除却協力金	15,996
土地	2,812	長期預り敷金	9,173
建設仮勘定	411	長期前受の	1,262
無形固定資産	1,015	株主資本	569
ソフトウェア	13,303	資本剰余金	1,144
施設	1,726	資本準備金	1,227
リース資産	278	その他の資本剰余金	1,648
その他の資産	690	利益剰余金	614
投資有価証券	130	利益準備金	354
関係会社株	469	その他の利益剰余金	31,551
関係会社長期貸付金	43	純資産の部合計	
長期前払費用	42	株主資本	28,871
繰延税金資産	5	資本剰余金	3,114
敷金及び保証金	9,418	資本準備金	3,064
建設協力金	2	その他の資本剰余金	3,057
貸倒引当金	50	利益剰余金	7
	0	利益準備金	22,832
	180	その他の利益剰余金	16
	4,314	圧縮積立金	22,816
	873	別途積立金	154
	2,227	繰越利益剰余金	16,022
	1,729	自己株式	6,639
	43	評価・換算差額等	△140
	△2	その他の有価証券評価差額金	0
資産の部合計	60,506	新株予約権	82
		純資産の部合計	28,954
		負債及び純資産の部合計	60,506

損 益 計 算 書

(平成29年3月1日から
平成30年2月28日まで)

科 目	金 額	
	百万円	百万円
売 上 高	118,243	
そ の 他 の 営 業 収 入	3,116	121,359
売 上 原 価		88,526
営 業 総 利 益		32,833
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		27,919
営 業 利 益		4,914
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	29	
仕 入 割 引	36	
受 取 保 険 金	18	
そ の 他 の 営 業 外 収 益	68	153
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	160	
そ の 他 の 営 業 外 費 用	9	169
経 常 利 益		4,897
特 別 利 益		
国 庫 補 助 金	14	
賃 貸 借 契 約 解 約 益	39	
新 株 予 約 権 戻 入 益	0	54
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損 失	12	
減 損 損 失	53	65
税 引 前 当 期 純 利 益		4,886
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,602	
法 人 税 等 調 整 額	△116	1,485
当 期 純 利 益		3,400

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

株主資本等変動計算書

(平成29年3月1日から
平成30年2月28日まで)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	圧縮積立金 百万円	別途積立金 百万円	繰越利益剰余金 百万円	百万円
当 期 首 残 高	3,114	3,057	－	3,057	16	151	14,522	5,176	19,866
当 事 業 年 度 中 の 変 動 額									
剰 余 金 の 配 当								△434	△434
当 期 純 利 益								3,400	3,400
自 己 株 式 の 処 分			7	7					－
圧 縮 積 立 金 の 積 立						10		△10	－
圧 縮 積 立 金 の 取 崩						△7		7	－
別 途 積 立 金 の 積 立							1,500	△1,500	－
株主資本以外の項目の当 事業年度中の変動額（純額）									
当 事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	－	－	7	7	－	2	1,500	1,463	2,966
当 期 末 残 高	3,114	3,057	7	3,064	16	154	16,022	6,639	22,832

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
当 期 首 残 高	△194	25,843	0	0	61	25,905
当 事 業 年 度 中 の 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当		△434				△434
当 期 純 利 益		3,400				3,400
自 己 株 式 の 処 分	53	61				61
圧 縮 積 立 金 の 積 立		－				－
圧 縮 積 立 金 の 取 崩		－				－
別 途 積 立 金 の 積 立		－				－
株主資本以外の項目の当 事業年度中の変動額（純額）			0	0	21	21
当 事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	53	3,027	0	0	21	3,049
当 期 末 残 高	△140	28,871	0	0	82	28,954

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

イ. 子 会 社 株 式……………移動平均法による原価法

ロ. その他有価証券……………時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

②たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は、原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

イ. 商 品

生 鮮 食 品……………最終仕入原価法

センター在庫商品……………移動平均法による原価法

そ の 他 の 商 品……………売価還元法による原価法

ロ. 貯 蔵 品……………最終仕入原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有 形 固 定 資 産……………定率法によっております。

(リース資産を除く)

ただし、平成10年4月1日以後取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。なお、耐用年数及び残存価額については法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

また、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

- ②無形固定資産……………定額法によっております。
（リース資産を除く）なお、償却年数については法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。
- ③長期前払費用……………均等償却によっております。
なお、償却期間については法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
- ④リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する
定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

- ①貸 倒 引 当 金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ②ポ イ ン ト 引 当 金……………メンバーズカードのポイント使用による売上値引に備えるため、過去の使用実績率に基づき将来使用されると見込まれる金額を計上しております。
- ③退 職 給 付 引 当 金……………従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
数理計算上の差異については、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による按分額をそれぞれ発生翌期から費用処理しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(5) 追加情報

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 20,579百万円

(3) 担保に供している資産及び担保に係る債務

①担保に供している資産

建物 295百万円

②担保に係る債務の金額

流動負債「その他」 26百万円

預り建設協力金 169百万円

(4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権 75百万円

長期金銭債権 1,227百万円

3. 損益計算書に関する注記

(1) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(2) 関係会社との取引高

営業取引による取引高

その他の営業収入 19百万円

販売費及び一般管理費 77百万円

営業取引以外の取引による取引高 16百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当事業年度末日における発行済株式の数 普通株式 19,864,600株

(3) 当事業年度末日における自己株式の数 普通株式 101,227株

(変動事由の概要)

第3回新株予約権の行使による自己株式の減少 39,000株

(4) 剰余金の配当に関する事項

当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成29年5月25日 定時株主総会	普通株式	197百万円	10円	平成29年 2月28日	平成29年 5月26日
平成29年9月29日 取締役会	普通株式	237百万円	12円	平成29年 8月31日	平成29年 11月7日

当事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成30年5月24日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	237百万円	12円	平成30年 2月28日	平成30年 5月25日

(5) 当事業年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の総数

第3回新株予約権	普通株式	78,100株
2016年度役員新株予約権	普通株式	24,000株
2017年度役員新株予約権	普通株式	9,000株

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

未払事業税等	76百万円
ポイント引当金	115百万円
退職給付引当金	173百万円
未払金（役員退職慰労金）	100百万円
未払従業員賞与	46百万円
借地手数料等否認	519百万円
減価償却限度超過額	25百万円
未払不動産取得税	18百万円
長期前受収益否認	104百万円
預り建設協力金	26百万円
資産除去債務	131百万円
その他	86百万円
繰延税金資産小計	1,425百万円
評価性引当額	△155百万円
繰延税金資産合計	1,269百万円

(繰延税金負債)

建設協力金	15百万円
圧縮積立金	67百万円
その他	19百万円
繰延税金負債合計	103百万円
繰延税金資産の純額	1,166百万円

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社は、主に食料品の販売事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

②金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である敷金及び保証金、建設協力金は、主に店舗設備の建設等によるものであり、差入れ先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び短期借入金は、ほとんど1月以内の支払期日であります。長期借入金は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的にしたものであり、返済期日は決算日後、最長で8年後であります。長期預り敷金保証金及び預り建設協力金は、主に商業施設の賃貸借契約によるものであります。

③金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

建設協力金、敷金及び保証金は、取引先ごとの期日及び残高の管理を行うとともに、財務状況の悪化による貸倒懸念の早期把握や軽減をはかっております。

ロ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社の借入金は、主に固定金利であるため金利変動リスクはほとんどありません。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、財務経理部が適時に資金繰計画を作成するとともに、金融機関との当座貸越枠を利用することなどにより手元流動性を高め、流動性リスクを管理しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価は、市場価格のない場合、合理的に算定された価額によっております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成30年2月28日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。(注) 2. を参照ください。)

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
①現金及び預金	4,643	4,643	－
②敷金及び保証金	1,488	1,174	△313
③建設協力金（1年内回収予定を含む）	1,870	2,029	159
資産計	8,001	7,848	△153
①買掛金	6,082	6,082	－
②短期借入金	－	－	－
③長期借入金（1年内返済予定を含む）	12,153	12,263	110
④長期預り敷金保証金	1,410	1,120	△290
⑤預り建設協力金（1年内返済予定を含む）	1,433	1,550	117
負債計	21,079	21,017	△62

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

① 現金及び預金

これらはすべて短期で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

② 敷金及び保証金及び③ 建設協力金（1年内回収予定を含む）

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、その将来キャッシュ・フローを、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値によっております。

負債

① 買掛金及び② 短期借入金

これらはすべて短期で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

③ 長期借入金（1年内返済予定を含む）

長期借入金のうち、変動金利の借入は、金利の変動を反映していることから、時価は当該帳簿価額によっており、固定金利の借入は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値によっております。

④ 長期預り敷金保証金及び⑤ 預り建設協力金（１年内返済予定を含む）

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローを、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値によっております。

（注）２．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：百万円）

区分	貸借対照表計上額
敷金及び保証金	739
長期預り敷金保証金	238

上記については、賃貸借期間終了の定めがなく、将来キャッシュ・フローを見積ることが困難であり、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「② 敷金及び保証金」、「④ 長期預り敷金保証金」には含めておりません。

７．賃貸等不動産に関する注記

（１）賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、賃貸用の店舗（土地を含む。）を有しております。

（２）賃貸等不動産の時価に関する事項

（単位：百万円）

貸借対照表計上額	時価
9,198	13,638

（注）１．貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

（注）２．当期末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

8. 関連当事者との取引に関する注記

(単位：百万円)

種類	会社等の 名称	議決権等 の所有割合 (%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	株式会社 西条プラザ	所有 直接 100%	不動産の賃借 役員の兼務	建設協力金の支払 (注) 2	1,500	流動資産 (その他)	75
				建設協力金の回収	37	建設協力金	1,227
				受取利息の計上 (注) 3	15	長期前払 費用	166

- (注) 1. 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 建設協力金の支払については、契約上は無利息であるため、金融商品会計に関する実務指針第133項に基づき、返済期日までのキャッシュ・フローを割引計算した時価を建設協力金で当初認識時に計上し、支払額と時価の差額を長期前払費用で計上しております。なお、取引に際しては、取引の内容を勘案し、両社協議の上で決定しております。
3. 当初時価と返済金額との差額のうち、当期に配分すべき金額を受取利息として計上しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|-----------------------|------------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,460円 88銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 172円 17銭 |
| (3) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益 | 171円 57銭 |

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

11. その他の注記

(1) 資産除去債務

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

①当該資産除去債務の概要

店舗等の不動産賃貸借契約にともなう原状回復義務であります。

②当該資産除去債務の算定方法

建物の法定耐用年数(主に34年)を使用見込期間と見積り、取得時における国債の利回り等適切な指標の割引率を使用して算定しております。

③当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	1,078百万円
有形固定資産の取得にともなう増加額	44百万円
時の経過による調整額	22百万円
期末残高	<u>1,144百万円</u>

(2) 減損損失

当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	その他
香川県高松市	店舗	建物等	—

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、営業用資産については店舗を基本単位として、賃貸用資産及び遊休資産については物件単位ごとにグルーピングを行っております。

上記の資産については、収益性の低下により、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失53百万円を特別損失として計上しました。

回収可能価額は、正味売却価額によっております。正味売却価額は、転用可能な資産以外は、売却可能性が見込めないため零としております。

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年4月18日

株式会社ハローズ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 河合聡一郎 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 尾崎 更三 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ハローズの平成29年3月1日から平成30年2月28日までの第60期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年3月1日から平成30年2月28日までの第60期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年4月24日

株式会社ハローズ監査役会

常勤監査役（社外監査役）	岡 本	均	㊟
監 査 役（社外監査役）	稲 福	康 邦	㊟
監 査 役（社外監査役）	松 本	卿 式	㊟
監 査 役（社外監査役）	小 林	正 和	㊟

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議 案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、今後の積極的な事業展開に備えつつ、内部留保の充実に努めるとともに、株主の皆様への安定配当の維持及び適正な利益還元などを総合的に勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

なお、昨年11月に中間配当金として1株につき12円お支払いいたしておりますので、期を通じましては1株につき24円となります。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき 金12円

総額 237,160,476円

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成30年5月25日

2. 剰余金の処分に関する事項

剰余金の処分につきましては、経営の健全な発展を期し、今後の経営環境を勘案して財務体質の一層の強化を図るため、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 2,200,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 2,200,000,000円

以 上

— MEMO —

— MEMO —

(ツクボグンハヤシマチヨウ)

岡山県都窪郡早島町早島3270番地1
株式会社ハローズ 本部2階大会議室
電話 (086) 483-1011

(ハヤシマ)
 JR宇野線、瀬戸大橋線早島駅下車2.3km タクシー約5分
 (ナカショウ)
 JR山陽本線中庄駅下車3.2km タクシー約10分

